

学校教育における外部人材活用事業委託要項

令和2年5月28日
総合教育政策局長決定
令和3年3月16日
一部改正

1 趣旨

令和2年度から始まる新たな学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」を掲げ、教育課程の実施に当たって、地域の人的資源等を活用し、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現することとされており、新たな学習指導要領を確実に実施するための指導体制の整備が急務となっている。そのため、民間企業等経験者などの多様な専門人材が学校現場に参画するに当たって必要な知識・技能を身に付け、学校現場における教師と連携し活躍できるような環境や体制の整備を行うとともに、教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかつた就職氷河期世代等を対象としたリカレント教育プログラムを開発・実施することで、社会と連携したより効果的な学校教育の実現を目指す。

2 事業の内容

上記1に示した趣旨の下、以下の2テーマについて調査研究等を実施するものとする。なお、各テーマの具体的な調査研究内容については、別途定める公募要領によるものとする。

- (1) 学校現場と外部人材をつなぐ在り方に関する調査研究
- (2) 就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレントプログラムの開発・実施

3 委託対象

本事業の委託対象は、以下とするものとし、テーマごとに、別途定める公募要領によるものとする。

- (1) 都道府県又は市町村（特別区を含む。）の教育委員会
- (2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は大学を設置する法人（以下「学校等設置法人」という。）
- (3) (2)以外の法人格を有する団体
- (4) 法人格は有しないが、次の①から④までの要件を全て満たしている団体
 - ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ④ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。

4 委託期間

本事業の委託期間は、委託契約の締結日から令和4年3月31日までの間で委託事業の実施に必要な期間とする。

5 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとする者は、事業計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合、事業を委託する。

6 事業の委託経費

- (1) 文部科学省は、委託先の代表者又は当該者から会計事務に関する権限を委任された者に対し、予算の範囲内で、委託事業の実施に必要な経費（人件費、事業活動費（諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雜役務費、消耗品費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託先が本委託要項又は委託契約書（委託変更契約書を含む。）の定めに違反したとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、委託事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

委託先は、受託した事業の全部を第三者に委託することはできない。ただし、当該事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認める業務については、当該事業の一部を第三者に委託することができる。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託等）することはできない。

8 完了（廃止等）の報告・成果報告等

- (1) 委託先は、委託事業が完了したとき又は委託事業の廃止若しくは中止の承認を受けたときは、別に定める様式の委託事業完了（廃止等）報告書を作成し、完了した日から 30 日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 委託先は、委託事業が完了したときは、委託事業成果報告書 10 部を、委託事業完了（廃止等）報告書と合わせて文部科学省に提出しなければならない。
- (3) 「委託事業成果報告書」は、文部科学省において公表する。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記 8 により委託事業完了（廃止等）報告書等の提出を受け、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、委託事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における委託事業の実施が本事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、委託事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、必要に応じ、委託事業の実施状況及び経理処理状況その他必要な事項について、ヒアリングを実施し、報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託先は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ずるなど、必要な配慮をしなくてはならない。
- (6) 委託先は、「委託事業成果報告書」等、文部科学省への提出物全てについて、調査対象の個人情

報を含めてはならない。

(7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。